

社会保障財政の国際動向*

高 橋 武

I は し が き

ここに社会保障とは、ほぼ ILO の第102号条約、「社会保障費の国際調査」¹⁾、米国社会保障庁の「世界調査」²⁾の5部門(医療、年金、労災、失業、家族手当)をいい、EC の「社会予算」³⁾や「社会勘定」⁴⁾よりも少しく狭い。

これまでわが国の社会保障財政論では、そのほとんどが財政学者によるものであるため、国家財政または地方財政との一環として、またはそれとの強い結びつきで論ぜられてきた⁵⁾。わたくしとしては、両者は別個のものと考えたい。少しく誇張になるが、「国敗レテ社会保障残ル」というビスマルク社会保険の貴重な経験もあったからである。第1次大戦後フランスに移管されたアルザス・ローレンスの社会保険は、フランスで社会保険法の制定にまで導いたのであった。そこで本稿の唯一の目的は、社会保障財政を国家財政とは別物と考えて、社会保障財政論の確立の契機になることを期待したいことにある。国家財政や国民経済との関係も重要であるが、社会保障論では何よりも社会保障そのものの財政面を論じなければならない⁶⁾。

以下では、II で社会保障の発展と変容にふれ、III と IV で、支出面として費用が最もかかる医療と年金の2つを取りあげて、支出増をきたしたその動向を述べ、V で収入面として社会保障財政を論じ、VI の結びで、少しく私見を述べたい。

なお国際動向として目立ったものを取りあげるため、III と IV では記述はいきおい断片的になる。なお社会保障の国際比較のむずかしさとおちいりやすい危険については、LSSA の Rys (現事務局長) の好論文がある⁷⁾。

II 「財政危機」の背景と諸要因

1970年代の中頃には経済の構造変化(インフレ、不況、石油危機に伴う国際収支の赤字)による失業問題の再現(「完全雇用の黄金時代」は終わった⁸⁾)で、社会保障の「財政危機」がさげられた国も多い⁹⁾。この点でもわが国は例外国である。例えば西ドイツのように、成熟した包括的な制度をもつ国ほど、社会保障財政の危機感は強いようだ。直接的には、雇用減(ことに西ドイツでは出稼ぎ外人労働者の減少)による拠出金収入の減少、その反面では、対策として給付の改善が急速に進んだ(ことに失業給付と年金で)ことによる。

1950年代と1960年代に発展の一途をたどった社会保障は(表1、表2)、1973年の石油危機を契機にして全く新しい事態に直面した。経済の高度成長の成果配分が、1960年代終り頃から1970年代初期にかけて遅れて立法化され、その直後に運悪く経済不況におつかった国も多かった(日本では1973年が福祉元年、米国では1969-72年の年金改正とSSIなどの導入、西ドイツでは1972年の第2次年金改革、フランスでは1974年の全人口への社会保障の拡張と制度間の財政調整法)。これからわかるように、社会立法は経済成長よりも時間的におくれる傾向があった。それにしてもこれまでの社会保障は、経済成長を前提にしてきたといつてよい(成長国家のおこぼれとしての福祉国家)¹⁰⁾。

大きくは価値観の変化で、社会保障の将来展望に不安感が高まった国も多い。たとえばアメリカ

* この小稿は、昭和55年10月12日、成蹊大学で開かれた第7回社会保障法研究会(代表世話人・佐藤進教授)における小生の報告に基づくものである。またこの小稿の作成にあたっては、ILO 社会保障局樋口富雄さんからILO と ISSA 関係の最近の資料を送って頂いた。また健保連の久塚純一さんからはフランスの資料を頂いた。ここで、あらためて謝意を表したい。

では1972-74の年金爆発の直後に、不況に直面したため、社会保障そのものへの不信感（確信の欠如）から危機が高まった。1975年2月10日 R. Ball など3人の元社会保障庁長官と数名の元「保健教育福祉省」長官は、「社会保障：偉大な価値のある健全で耐久的な制度」と題する声明を発表して、世論の鎮制に努めたほどである¹¹⁾。

社会保障における男女平等への要求、つまり社会保障法では性別への言及をなくすことが、EC理事会で決定された。また先進諸国では長期的には人口の高齢化（高齢人口8%以上の国）で、高齢人口対生産年齢人口の割合が悪化の見通しである。もっとも年少人口を含めた従属人口係数の点では、今後とも比較的安定的である。しかし「出生率の低下」が年金財政の保険数理計算に直接的な影響を与えることや（後述の米国の1975-77年の年金財政不安）、さらには（経済よりも）人口「ゼロ成長下の年金問題」、つまり社会保障にとって人口問題が重大になってきた。とにかくILO論文¹²⁾もいうように、1980年代は社会保障にとって岐路ということになりそうである。

経済の高度成長下に、先進諸国では社会保障が格段に進展し、ヨーロッパでは社会的給付が国内総生産（GDP）の30%に達する国も出現した。アメリカでは1960年初頭のケネディ時代に「貧困の再発見」が大きな社会問題になってから以後、社会保障は1970年代半ばまでに大きく改善された。人権（生存権）思想にささえられて、「成果への分有」という大衆の要求が実現してきたとみてよいであろう。

EC「社会予算1980-75-70」によると、社会的支出がGDPの30%に及ぶ国も出現した。しかし1980年の見込では、初めて低下見込の国（西ドイツ・デンマーク・英）が出た事実は注目される。（1975→1980：オランダ27.9→31.0、西ドイツ29.3→26.7、デンマーク27.6→24.7、フランス22.7→25.5、イタリア23.3→24.5、英21.3→20.6、なお、1970-74の実績については表4を参照）。

OECD調査によると、スウェーデンでは「租税と拠出金収入、1978」がGDPの53.1%にも達した（フランス39.4、西独38.0、英35.2、イタリア

34.5、米30.4、日（1977）22.2）。なかでも注意すべきことは、社会保障拠出金の方が租税（国税）よりも高い国もあることである。これでは反税運動や国外逃亡の気運も出てこよう。もっとも、不況のために分母（GDP）の低下に反し、分子（社会的支出など）の増大という一過性の側面もある。

これほどの社会保障の伸びはベバリッチも予想してはいなかった。古典的な社会保障は、社会扶助（本人または世帯のニードを確認するミーンズ・テストを条件にして救済するもの、つまりニードに基づく給付）と社会保険（本人の拠出を前提に給付するもの、つまり権利に基づく給付）の2つであった。しかし最近では、英のNHS（国民保健サービス）や Demogrants（ミーンズ・テストまたはインカム・テストもなしに支給される家族手当または老齢年金）のように、個人の権利として（つまり対償なしに）給付する第3の型が出現した。社会保障の本質を所得再分配とみる経済学者も多くなってきた。

社会保障の目的は、かつての Webb 夫妻のいう国民的最低生活（a national minimum）の保障あるいはビスマルク社会保険の職業からの所得に代わる代替収入（replacement income）の保障から、1960年代にはもっと先に進むようになった。生存権の保障という政治思想は、さらに社会的不平等の是正を重視する考え方にまで進行しつつあるようである¹³⁾。この点でニュージーランドの社会保障改革の基礎になった1972年の王立委員会報告の次の文言は注目に値する。

「なんぴとも、貧乏のために、普通の人が食べている種類の食物を食べられないとか、同じような種類の衣服を着れないとか、普通の人が当然のこととして参加する諸活動に程よく加われないとか、いうことがあってはならない。目標は、どの市民も、他の市民たちとまた彼らの一員として、つまりその共同体の完全な一員として、会うことができ、またまじわることができるように、要するに『所属する』ことができるようにすることである」。

しかし「奴隷への道」を心配する Hayek は、こうした動向をもって社会保障の危機として捉え、

「遠大な専断的権力をもつ社会サービス官僚制」の出現を「新しい5悪」の1つに数えていた事実も、指摘しておく必要がある¹⁴⁾。

とにかく現代社会における社会保障、つまりベバリッジ以後の社会保障について、その基本的あり方や考え方が未だ確定していない間に、現実の社会保障は、経済成長下に大きく前進してしまったといつてよい。たとえばイギリスでは、これまで保守党は(福祉)サービスと選別主義を、労働党は所得保障と普遍主義を重視する傾向にあったが、現実の施策では大きな差は出ていなかった。それよりも近隣諸国からの立遅れが意識されるようになったほどである¹⁵⁾。しかしサッチャー内閣の出現は、福祉国家の行きづまりに直面する隣接諸国の指導者の間からは、期待にも似た大きな関心をもたれるようになった¹⁶⁾。米国では経済学者の間で社会保障論議が盛んになったが、1960年代の逆所得税論とは対照的である。政治学者による社会保障の政治学も出てきた¹⁷⁾。社会保障は1970年代の後半になって、経済情勢の変容下に、大きなまがり角にきたといつてよい。

III 支出面：医療〔健康給付〕

医療費の不断の上昇、ことに三大給付として診療報酬、入院費、薬剤費の上昇がGNPの上昇を上廻る傾向は、戦後の社会保障を特徴づける大きな問題であった。今次の不況でも、全体の社会保障給付費に占める医療給付のウェイトは、かえって上昇気味である(表4)。そこから、最近は医療費へのコントロール強化が共通的にみられた。ILOでも「医療費封じ込め」(cost containment)のため専門家会議を召集したほどである¹⁸⁾。

社会保険型の国では、とかく「拠出金は引上げ、給付は切下げ」ということになりやすい。ことに償還方式(間接給付型)では、患者の費用負担が一定の除外を条件にして強化される傾向にある。

薬剤については、ISSA調査の結論が問題点として指摘するものに、投薬有効性の監査、多種薬剤の査定と制限、価格政策への影響力行使、情報と広告の客観性を高めることがある。

西ドイツが1977年に疾病保険費用抑制法を制定

して、医療費抑制のため立法手段を使ったことが注目をあびている。また老人医療の問題では1978年に疾病保険金庫のために(これまでの老齢保険金庫からの保険料拠出のほかに)、年金受給者からも保険料を徴収することが決定された。

公的サービス型の英国NHSでは「コスト水準は意識的な政策決定の結果」(1977年5月ILO「社会保障下の医療コスト上昇に関する専門家会議」)であるが、反面には医師が診療にあたって診療基準を適用する際に、予算上の制約も起こってくる¹⁹⁾。なおNHSは100万の職員を擁する大組織であるが、1974年再編成法はその後の財政難で予算と人員の削減をきたし、その進展が遅れているようである。

それにしても「医療費は合理化できるほどには、封じ込めることはできない」というのが、上記ILO専門家会議の結論でもあった。かつては「適用範囲が普遍化すれば、医療費は安定する」との見方もあったが、今では医療への需要はとどまるところを知らない勢いである。そのため、マクロ的には、どの国も需給と供給との間に満しえないギャップが出現するようになった。加えて最近では「健康開発」という考え方も出てきた。しかしどんな社会も医療〔技術〕の可能性をそのまま医療給付に廻すことは不可能である。

大きな問題は、医療費の決定が供給側の手中にある点である。ことに医学、医術、医療機械化(マイコンも含めて)の進歩によって、医療費問題は医師の団体、つまり医師会との間に不断の対立をきたす政治問題にまでなってきた。いうまでもなく、医師の団体はスターリンも手を焼いたほど最強の圧力団体である。

最近では、I. Illich: *Limits to Medicine*, 1976(金子嗣郎訳『脱病院化社会』晶文社)に代表されるように、「医療に限界を」が大きな問題になってきた。iatrogenesis(医原病)という新語が普及した。「無駄な医療」という過大消費ばかりでなく、「有害な医療」さえ出現しだしたからである。そこから超近代的な病院よりもprimary health careの重視と家庭医の復権が主張されるようになった(cureよりもcareを)。英のcommunity

health centres はその表れともいえよう。

特に開発途上国について、WHO 理事会決定 (1979年1月) の “Strategies for Health for All by the Year 2000” は、primary health care を中心にすえる²⁰⁾。そこから over-all national health planning という考え方が前進することになる。その好例はイタリアが1979年から国民保健サービスに移行したことにみられる。

EC の「社会予算1980-75-70」は、社会的保護として健康給付 (health benefits)、老齢給付、家族給付、失業給付の4部門を扱い、この4部門のそれぞれについて初めて現金給付が現物給付から分けられて数値が出された。ところで「健康給付」は疾病、廃疾および労働不能、労災の3つからなる新しい用法である (医療給付よりも広義)。EC 全体での健康給付は、経済活動人口1人当りの GDP 対比でみると、現物給付が2.5%の見込 (1975年は2.3%)、現金給付が2.9%の見込 (1975年は2.8%) で意外に低い。なお出産給付が家族給付の内枠になっていることも注目される (表4の「社会勘定」でも同様)。

疾病給付 (傷病手当金) と欠勤との関係が無視できない問題になってきた²¹⁾。スウェーデンでは給付を「待期1日、賃金の90%」に改善したところ、病欠が激増したという。ソ連では予防医学の重視で、一時的労働不能の発生率が低下し、現金給付の節約になったという。なおドイツでは疾病給付について、最初の6週間は使用者の直接給付とされたが (これは疾病保険の財政難に対する緩和策の1つ)、これが欠勤率の上昇になったのではないかとの指摘もある。この欠勤問題は、次に述べる年金 (労働不能による [廃疾] 年金) 受給の問題にも関係がある。社会保障が労働意欲に対し悪い影響をきたすとの主張は、当初からあった。しかし最近価値観の変化、またことに経済情勢の変調など背景の変化が、この問題を大きく浮上させたのであろう。

IV 支出面：年金

1) 年金制度のあり方

高齢化社会を迎えて、多くの国で年金の在り方

が問題になってきた。第1に、1975年の国際婦人年を契機にして社会保障における男女平等と婦人の年金権の問題が噴出した²²⁾。この問題は、これまでの年金制度の在り方に対して根本的な反省を強いるものである。また老齢者問題はその大部分が寡婦問題でもあるから、ピエール・ラロックの「寡婦年金の廃止」という提案は、既存の概念そのものへの挑戦でもある²³⁾。

第2に、社保制審の「皆年金下の新年金体系」の提案は、スウェーデンやカナダの2階式年金体系 (「デモグラント+社会保険」) に近い。同じ a two-tier system にはオランダ型の「国民保険+産業別給与比例年金」、フランス型の「老齢保険 (régimes de base)+補足的年金」がある。これらの方が英米型の「国民 (社会) 保険+社会扶助型補充的保障収入」 (英の補足年金と米の SSI) よりも望ましいことは明らかである。いずれにしても全体とみれば、資金面では支出増に通ずるものである。

2) スライド制

スライド制 (indexation, 年金調整) の普及によって、インフレ下でも年金水準は著実に改善され、年金受給者は大きく恩恵を受けるようになった。しかし、西ドイツでは財政危機のため1977年に年金スライドを一時停止して、来る3カ年間の引上率が法律で固定された。

なお私的年金では1974年に米国と西ドイツで厳しい法的規制に服することにされた。主にインフレからの保護と年金権保全の目的からである。フランスの補足的年金制度の場合を除いて、私的年金の財源調達では funding (積立) 方式が前提にされていることとも無関係ではない。この種の非法定社会保障制度について、ILO「社会保障費の国際調査、1967-71年」で、初めて調査結果が出された。目下のところでは、適用範囲が狭いことや、未成熟状況のため、過大評価されてはならないことが教えられる。

3) 退職年齢

退職年齢の如何は、社会保障、またことに年金

制度の財政収支を直接左右する大きな要因である。退職によって当の本人およびその傭主の拠出はなくなるが、逆に当人はもっぱら給付を受給する側になるからである。

1970年代には OECD の提唱もあって、退職年齢の弾力化政策が進められた国も多い。これは主に老年学 (gerontology) の成果とあってよい²⁴⁾。しかし結果は早期退職への顕著な傾斜をきたし、支出増ということになった。西ドイツでは DGB の永年の要求によって1973年の改正法で「労働への不適」の場合には62歳から、長期勤務の場合には63歳から、年金の受給が可能にされた。しかし、その直後の財政危機からすれば、この政策は裏目に出たことにもなる。また今次の不況に際して、多くの国で1930年代の恐慌時と同様に、失業緩和のために早期退職の工夫がなされた（たとえばベルギーが失業との関連で pre-retirement pensionsを導入）。歴史は繰返していることになる。

もっとも、職業生活からの漸進的引退の助成策として、「部分年金+パート賃金」の併給という新機軸（スウェーデン）が生まれた。これは、資金的には中立的ということであろう²⁵⁾。この点で Council of Europe が1976年に採択した「漸進的退職に関する勧告」は、資金的な中立性を前提にしたものである²⁶⁾。

退職年齢の延長は年金財政ばかりでなく社会保障財政にとってもプラスであるため、この点の努力は、早くから、ことに終戦直後の労働力不足時から行なわれてきた。受給年齢を延ばすと「年金の割増がつく」方法がそれである。しかし、その効果はほとんどみられずに、労働者の引退年齢が多くの国で著しく早くなったことが近年の特徴である。しかし最近では年金財政のさきゆき不安から、立法によって年金支給開始年齢を高くする動きが米国（68歳に）とわが国（65歳に）でみられるが、目下のところ成功していない。その狙いは、いうまでもなく年金支出減と拠出（保険料）収入増にある。

なお社会保障法上の年金支給開始年齢が結果的に労働者の退職年齢を左右する傾向にあること、また私的年金が強制退職をきたしやすい危険のあ

ることが、ようやく問題にされるようになった。「雇用における年齢による差別」という視点である。米国では1967年「雇用における年齢差別禁止法」の1978年改正法で、民間企業について年齢を理由にして解雇が認められるのは70歳（旧法は65歳）以後とされた（連邦公務員については全面禁止）。「雇用における年齢による差別」の禁止は、理論的には社会保障財政にとってプラスの効果をもつものであろう²⁷⁾。

4) 米国の年金爆発と保険数理

ここで米国の年金財政の不安（1975-77）と、それに引続く保険料増収への不満が社会保障（通俗的用法では連邦保険のことをいう）への不信感を高めていることに、一言しておく。米国年金史にとって、かつてのタウンゼント・プラン²⁸⁾に匹敵する重要な一駒になるであろうからである。

1968-72年の年金爆発で給付水準は大きく改善された。これを賃金対比の代替率 (replacement rates) でみると、1975年現在で夫婦ものの年金額は、男子（有配偶者）平均賃金の67%（1965年は50%）、連邦最賃の92%（同67%）だということ。この改善の大半は1972-73年に実現された（1972年法で給付額20%の引上げ、更に1975年からスライド制施行）。注目すべきことは、replacement rates という語が1970年頃から頻繁に使われだしたことである。これはわが国の厚年で「直近賃金の60%」という表現が出たのが1973年の改正法であったことに対比できる。

こうして1975年には赤字の年金財政という surprise が1974-75年の経済不況を背景にして引き起こされることになった。1つには「労働不能」の申請による早期年金の支給激増、2つには出生率の異常な低下による将来の拠出収入減への不安からである。

この年金財政の危機は、1972年の改正法が給付額の20%引上げの際に、これまでの「平準保険料率算定」のやり方を変更したこと、つまり保険数理上に変更があったことにも、大きく関係がある。そこで本来ならばⅤの「社会保障の財政」で扱うべきであるが、少しく先き走りして年金の財源

問題にふれることにする²⁹⁾。

米国の連邦保険では、1950-71年の8回に及ぶ年金改善は、資金的には次の3つの財源によってなされたという。(1)適用範囲の拡張による新規の収入源、(2)保険料収入の引上げ、(3)「平準保険料率の算定」にあたってその後の賃金上昇を見込まないこと(平準賃金仮説と称される)から生ずる保険数理上の利益(“actuarial windfalls”——いわば保険数理上のかくし財源)。

ところが1972年法の改正では、これまでの「平準賃金仮説」、つまり「賃金上昇を見込まない」やり方を修正して、将来の賃金上昇を見込んで平準保険料を算定することにされた。(給付額の大幅引上げとこの保険数理の変更には、下院財政委員長の大統領選出馬の野心といううわさもあった。その末路は、アル中で1979年に議会を去るあわれさであった)。要するに、①平準保険料率はそれだけ低目に算出されたことになる。②これまでのような「保険数理上のかくし財源」がなくなったばかりでなく、③悪いことには、不況で賃金上昇が予定通りに起こらなかった。さらにスライド制の導入にあたって「算定基礎賃金」のスライド率がよすぎたという計算上の誤算もあって、年金財政の赤字が噴出することになったというのである。

こうして社会保障への不信が沸騰して、百家鳴喧の観を呈した。*Social Security: the Fraud in Your Future*, by W. Shore, 1975という内幕暴露物がマクミラン社から出たほどである³⁰⁾。

1975-77の年金財政の不安は、1977年の法改正によってthe decoupling(算定基礎賃金の再評価を修正)、保険料率の引上げと賃金上限の引上げで対応された。当局側はこれで今後約50年間(2025年頃まで)は安心という。しかしこうした保険料の増収に対して、今度は大衆の不満が高まってきた。社会保障への不安と不信は目下のところ解消していない³¹⁾。経済学者や財政省の間ではfundingへの復帰が主張され、また拠出金の逆進性とか、個人別equity(公平性)の主張(これは拠出金に対応した給付額への主張であるから、replacement rates重視の裏がえしでもある)、社会保障が私的貯蓄に悪作用、さらには後代負担への批判などが

一挙に噴出したのである。

年金財政(一般制度)では、戦後は多くの国でA Current Cost or Expenditure Financing(いわゆる賦課方式)が支配的である。「政府がバックする社会保険プログラムには完全積立は不必要というきわめて一般的な合意がある」(Ball)からである。しかし実はこれが不況には弱いのである。その証拠に、日本の厚年に財政危機がないのは、「この極めて一般的な合意」がなかったからでもある。かつてDorrence C. Bronson: *Concepts of Actuarial Soundness in Pension Plans*, 1957は、「米国のOASDIが保険数理的準備金という技法をどこにも厳格に適用していない」ことについて、この種の体系は普通に使われる意味での「保険数理的健全性」なる限界を超越した存在である(p. 164)と述べていた。しかし歴代の主任保険数理官で円満に退職した人はすくないらしい。保険数理よりも経済学や政治が優越することへの不満からである³²⁾。

V 社会保障の財政

1) 3つの要因

一国の社会保障財政を大きく左右する要因として、次の3つをあげることができよう。

- (1) 経済情勢(賃金と所得の展開、物価、雇用情勢)
- (2) 人口動態と保健費用のいわば自然的展開(保護の改善、医学と医術の進歩、医療施設の発展)
- (3) 給付の型と水準、適用範囲、財源調達方法などに関する法規定の展開

社会保障の給付水準は、理論的には、その国の経済力に大きへ左右されるとみられるが、果たしてどうであろうか? EC『社会予算』は「富める国がそうでない国に比べ、現により高い給付を支給しているかどうか」について、試論的に調べている(結果的に国際比較ということになる)。それによると、部門別には次の結果になっている。

- (a) 健康給付のうち現物給付は、諸国間にわずかな差しかない。つまり、その国のGDP(国内総生産)とあまり関係がない。しかし現金

給付では、高い給付の国はデンマーク、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ。

(b) 老齢給付が高い国は西ドイツとオランダ。

(c) 家族給付（出産給付を除く）が高い国はベルギー。

(d) 失業給付が高い国はベルギー、デンマーク、オランダ。

つまりこれらの国は、当該部門について経済的にも寛大な給付を定めていることになる。なお、この調査からも、オランダが社会保障の領域でも優等生であるがわかる³³⁾。

2) 社会保障の収入源

表5にみるように、社会保障の財源調達先、つまり収入源は国によって大きな違いがある。しかしマクロで（国民経済的に）みれば、企業、政府（中央と地方）、家計の3つが大宗を占めるから、この3つは社会保障の「1次財源」ということである。これらはミクロ的には、つまり社会保障上は労働者の保険料、使用者の拠出金、政府の資金とみてよいであろう。ついで「2次財源」として社会保障諸機関の収入（積立金の利子収入）、振替収入（制度間の財政調整）などがくる。

そこで1次財源について EC 9 カ国をみると、大きく3つに分けられよう。(1)政府（公の資金）のウェイトの高い国に英国、アイルランド、デンマークの EC 新加盟3国がある。この3国では、健康（現物）給付（全部または大部分）と家族給付（全部）が公費で賄われるからでもある。(2)企業（使用者拠出金）のウェイトが著しく高い国にフランス、イタリア、ベルギーのラテン系3国と、割に高い西ドイツ、ルクセンブルグがある。(3)逆に家計（労働者保険料）が企業や政府よりも高い国はオランダである。

国によって社会保障の財源調達先がこのように違うのは、第1に、社会保障の組織化方法（保護形式といってもよい）の違いを相当程度まで反映する。すなわち、社会保険型（国民保険も含めて）か、社会扶助型（ミーンズ・テストまたはインカム・テストづきのもの、ことに無拠出年金）重視か、公的サービス型（上述の英の NHS や家

族手当）かによって、財源の調達方法が違ってくるからである。もっとも、こうした区別は絶対的ではない。実際にも純粋型はすくなく、混在型が現実の姿といってよい。たとえば米の SSI（インカム・テストづき「補充的保障収入」、わが国の福祉年金に近い）は、その財源は公費であるが管理は社会保障庁（俗に「社会保障」と呼ぶ連邦保険を管理する機関）であって、他方その他の公的扶助は俗に「福祉」（給付）と称されて、別の機関の管理下にある。

第2に、国によって1次財源の三者間のウェイトが異なるのは、どの給付部門が重視されているか、いわば政策の違いも無関係ではない（上述の EC 調査がそれである）。社会保障の各部門はそれぞれが性質を異にし、したがってそれぞれの役割と機能も違うから、財源の調達先と財政方式も当然に違ってくる。

第3に、社会保障の役割として次の4つが指摘される。保険（不測の事故に備えてリスクのプール化と損失の分有）、強制貯蓄（老後への準備）、再分配（めぐまれない不利な者への優先的配分）、補償（利益を得た者は苦難を蒙った者に支弁）。これら4つの役割は、それぞれにふさわしい財源と財政の方法があるはずである。たとえば保険（稼得がゼロになる時まで賃金の繰延べ）と貯蓄（稼得がゼロになる時までの強制的な貯金）の両者を結びつけると、労使共同拠出という財源方法になるわけである³⁴⁾。

これを要するに、社会保障財政へのアプローチとしては、アプリオリに考えるのではなく、個々の給付の型と目的とに応じて、個別に財政組織(organisation financière)を考えることである。沿革上も、また実際にも、このやり方が多くとられてきたといってよい。

そこでまず労働者の拠出であるが、戦前支配的であった「保険料の労使折半」という原則は、今ではそのウェイトが多くで使用者の側に傾いてきた。そのため社会保障財政への労働者の寄与の程度、つまり資金上の地位は長期的には低下の方向にある（年金保険の労使拠出金の推移については表6参照）。ILO の第102号条約では、被用

者支弁の拠出金は、一定部門を除外して、全体として50%未満という枠が設定されている（71条2）。労働者保険料の意義は、むしろモラルな点にあるとみてよい³⁵⁾。

この点ではオランダは上述のように例外である。しかしこれは老齢遺族保険についてだけであって、その由来はかつて賃金統制時代に賃上げのために使用者の拠出金を廃止し、代わりに拠出金はもっぱら労働者負担とされたことによる。このため拠出金の引上げがあると、使用者側は次回の賃上げで配慮することが慣行化した。こうした例外は別として、法的にまたは形の上では「個人保険料の労使折半」が原則とされる場合でも、実際には「労働者の保険料」と「使用者の拠出金」とにますます分離しているのが現実の姿である。前者は個々の労働者の（稼得）賃金から保険料の一率天引きであり、後者は使用者の賃金支払に対する企業課税（賃金課税）、つまり性格的には労働という生産要素に対する課税ということになる。

つぎに使用者拠出金については、いわゆる産業の social charges（社会的負担）が経済活動、ことに輸出競争に不利であるとか³⁶⁾、また賃金課税は労働集約型に不利、資本集約（労働節約）型に有利という不合理性、そのため国民経済的に経済資源の配分上の歪みをきたす問題が従来から指摘されてきた。今次の不況に際会して、こうした点からも失業悪化の懸案が大きくなった。そのため、フランスのように、臨時の対策として特定産業について使用者拠出金を軽減するところも出てきた。また注目すべきことは、使用者拠出金の代わりに付加価値税の採用という問題が浮び上がってきたことである。これについては後述する。私見では、社会保障財源への企業の参加については、何よりも産業発展の成果を社会保障財政一般に直結させる仕組み、つまり社会保障への産業の貢献 (contribution) という側面を重視したい。また従業員の福祉への配慮は、いわゆる企業の社会的責任論では忘れてはならない一側面である³⁷⁾。

最後に、政府の資金参加であるが、これが妥当とされるケースとして、1955年のILO「ヨーロッパ地域会議の結論」は、次の諸点をあげていた³⁸⁾。

- 1) 予防的医療
- 2) いわゆる社会病の場合の治療的医療
- 3) 入院の実効的な費用の一部
- 4) 出産給付
- 5) 家族手当
- 6) 失業の場合の給付
- 7) 老齢・廃疾・遺族年金で、それが生活の合理的な手段を保証しそうな程度のもの
- 8) 通貨価値の低下その他の要因に起因する生計費の上昇に対し、年金を調整するための費用

3) 年金の財政方式

拠出原則にたつ長期給付、つまり年金保険については、リスクをカバーするための財政上（資金上）の技法が特に問題になる。いわゆる積立方式か賦課方式かの財政方式の問題であるが、具体的には保険数理による保険料率の算定という問題である。社会保障論では保険数理は欠くことができない。なおILOの歴代の社会保障部長にはアクチュアリー出身の人が多かった事実も、指摘しておいてよいことである。

年金保険（一般制度）の財政方式は、IVで述べたように、戦後は賦課方式が支配的であるが、すでに戦前からみられていた。1926年のイギリス退職年金保険が賦課方式に立脚していたのは先駆的である。米国の1935年社会保障法下の連邦保険(OASI)は、1939年に賦課方式に移行した。フランスの社会保険は戦時中の1941年にヴィシー政権下で正式に賦課方式に移行した。これによって新設の老齢労働者手当（インカム・テスト付きの無拠出年金）の財源は、政府資金からではなく、もっぱら社会保険の収入で賄われた。

もっとも、いまでも法規定の上では、西ドイツでは「特別の拠出手続による準備金の形成」（法規定は1年に1カ月分の準備金形成）が行なわれるが、もとより積立方式とはいえない。またベルギーの老齢保険では年金現価充当方式、ルクセンブルグでは積立方式（生計費指数に基づく年金調整は年金現価充当方式、賃金水準に基づく年金調整は然らず）が残っている³⁹⁾。「社会保障は、民間保険の個人年金(individual annuities)とは違う

から、蓄積された権利を完済するため十分な準備金を作り上げる必要はない。もちろん若干の不測準備金 (a contingency fund) はもつ必要はあるが、社会保障制度の「真の資産」(the real asset) は将来も拠出金を徴収できる権威にある⁴⁰⁾。

しかしこれが今次の不況に際して裏目に出たことについては上述した。積立方式から賦課方式への移行が決定的になったのは、インフレとその後のスライド制の導入によってである。何よりもこの財政方式は community (つまり社会的連帯性) という考え方に立ち、長期にわたる経済成長という背景の下に、全員加入という原則で成立するものである。

賦課方式の採用によって、いわゆる blanketing-in (落ちこぼれを拾い上げる全員加入) が可能になるし、また「受給資格期間の廃止」というやり方も生まれてきた。こうして年金保険の成熟化が早められた。老齢年金制度の成熟度とは、わかりやすくいえば、被保険者が老齢年金を初めて受給するのに拠出金を何年支払ったか、ということでもある。

これらの問題については ILO の保険数理小委員会 (1964) の結論が参考になる。要するに、平準保険料方式よりも階段式保険料方式 (a scaled premium system) の提唱である。いわば 10~15 年を一均衡期間とする賦課方式であって、保険料収入と積立金の利子収入とによって、必要な資金を賄い (積立金そのものには手をつけない)、次の均衡期間に移るやりである⁴¹⁾。

なお政府資金の定期的 (一時的でなく) 参加の定めがある場合には、保険数理上は保険料率の算定にこれを含めて考えうるものであって、その結果でてきた保険料率を労使政の三者間で、どのように分担するかは、主として政策上の判断によると考えるべきであろう。しかし一般制度の場合には、この意味での三者拠出の原則は、今ではあまりみられなくなった。ということは、政府の資金拠出は今でも別格扱いということなのであろう⁴²⁾。

4) 新たな財源はどこに求めてきたか

社会保障の財源に不足をきたすと、それは何ら

かの手段によって調達せざるをえない。社会保障では、赤字だからといって、給付の支払を停止するわけにはいかないからである。ILO の第 102 号条約が「給付の正当な支給について」国家の「一般的責任」を定めた (第 71 条 3 項) のは、このためである。以下では、「新たな財源をどこに求めてきたか」について、次の 4 つに分けて扱うことにする。

- (1) 内部調達——社会保障の内部での資金調達という意味で self-financing と称してよい。制度間の財政調整もこれに含める。
- (2) 1 次財源の増収策——その実は拠出金 (保険料) の増収策でもある。
- (3) 新型財源の探求
- (4) 国庫への期待

4)-1 内部調達 (財政調整も含む)

ここではまず、(a) 部内の積立金、ことに年金保険の場合には保険数理準備金の取り崩しが進むのが普通である。積立方式から賦課方式への漸進的な移行は、これによって生じたといってよい。もちろん、それ以前に不測準備金 (a contingency fund) が使われることはいうまでもない。

(b) 拠出制の長期給付については、上述の米国のケースにあったように、保険数理に基づく「平準保険料率の算定」では、平準賃金仮説 (賃金水準の上昇を見込まないこと) による「保険数理上のかくし財源」のあったのが思い出される。これは何も米国にかぎったことではない。

(c) 適用範囲の拡張または新給付制度の導入に伴う新規収入源の確保という手段も、よく使われてきた。社会保障上のこの種の改善が将来の配慮よりも目先の収入をあて込む点からすれば、資金の内部調達という分類にいらてもよいであろう。米国の OASDI では連邦公務員への強制適用が従来から主張されてきたが、その狙いは実はこの点にある。英国で 1960 年代に国民保険に導入された給与比例年金 (graduated pensions) の上乘せは、結果的にはこの点の効用の方が大きかった。わが国の拠出制国民年金でかつて被用者の妻の任意加入の方法が助成されたのも、大きくは目先の財

源を狙ってのことであった。

こうした内部調達、その多くが、いわゆる後代負担の問題を起こしやすいことも、意識しておく必要がある。

(d)制度間の財政調整も、社会保障内部の資金調達の一環である。フランスでは1974年法で社会保障の諸制度間 (régimes) に財政調整が全面的に導入された⁴³⁾。これまでに、類似の制度間 (ことに被用者制度間) での財政調整は、フランスや西ドイツでみられたが、1974年のフランス法は財政調整を被用者以外の制度にまで及ぼした点で、まことに画期的である。

同法の基本的な考え方は、制度によって人口動態 (加入者および受益者の構成) に相当な違いがある事実注目して、この点の有利性のため給付水準が最低給付基準を上廻ることになる制度、つまり恵まれた制度は、恵まれない制度に向かって資金援助するやり方である。被用者制度間では「職業的連帯性」、また被用者以外の制度との間では「全面的連帯性」という考え方に立脚する。

学問的にも人口学の発達したフランスがこれまたフランス思想の社会的連帯性原則を社会保障財政に積極的に取り入れた事実は、セクト的なエゴイズムに対するフランス的英知の勝利といってもよいであろう。フランスの社会保障では主に職業を基盤にしていろいろの制度が分立してきたのであるが、制度の統合ではなしに全体の財政調整を考えた点で、われわれにとって教訓的である。つまり「制度的には分立、財政的には調整」ということである。フランスでは長期給付の財政方式は、どの年金制度も積立方式ではなしに賦課方式に立脚してきた。この事実こそ、全面的な制度間の財政調整を可能にする技術的基礎とみてよい。

4)-2 1次財源の増収策

これは実際問題として拠出金 (保険料) の増収策という結果になる。この場合、保険料率そのものの引上げと、保険料算定の基礎となる賃金 (insurable wages) の上限を引き上げるとかまたはその廃止という、2つの側面が関係してくる。

ところで保険料率または賃金上限を引き上げる

に当っては、上述したように、旧来の「労働者保険料の労使分担」である場合と制度的に労使の拠出金が別々のものである場合とでは、問題は大きく違って来る。というのは、第1に、前者の場合には、保険料率の引上げは労使双方からの反対に直面すること多い。しかし後者の場合には、「労働者の保険料」と「使用者拠出金」つまり「企業の賃金税」とでは、別々の配慮も可能になる。第2に、前者の場合に「労働者保険料」の引上げは、当の労働者としては自分の出した「拠出に見合った給付」への期待を強くもつことであろう。また多くの場合に保険料算定基礎賃金は同時に給付算定基礎賃金でもあるから、この場合の保険料の引上げは将来の給付増を覚悟しておく必要がある。労使の拠出金が制度的に別々の場合には、この点は相当程度まで避けることも可能であろう。

ところで、賃金上限の引上げには抵抗が多いため、過去の経験からすれば、この点の改正はとかく遅れがちであって、その結果、法定の賃金上限が賃金の実態に合わなくなる場合もよくある。そこで賃金の実態に応じて算定基礎賃金の上限を引き上げて行くためには、結局は給付のスライド制と同じように、スライド制の採用ということになる。カーター大統領の1977年社会保障改革提案には、使用者拠出金についてのみ賃金上限の廃止が出されていたが、議会では保険業界と実業界の反対に押されて、労使双方について賃金上限にスライド制を導入することに修正されてしまった。

国によっては労使双方について賃金上限を廃止しているところ (イタリア、もっとも同国では労働者の保険料は低率で名目的) や、労使を遑えて部分的に賃金上限を廃止しているところ (フランスの疾病保険) もある。他方、使用者拠出金について賃金上限の定めがない場合に、資本集約型産業 (たとえば石油精製) についてはコストへのハネ返りはあまり大きくはないであろうが、労働集約型のうちことに高賃金産業では労務費へのハネ返りが問題になる⁴⁴⁾。なお「個人別保険料の労使折半」原則が強いところでは、使用者分についてのみ賃金上限を高めるとか廃止という可能性は起こりえない。

なお ILO 第102号条約には、賃金上限に関する明示の規定はないが、給付が給与比例制をとる場合には特に熟練労働者についてもその確保が要求されるため、賃金上限は熟練労働賃金の水準ということになる。

4)-3 新型財源の探求

最近では社会保障の新しい財源を求める模索が目立ってきた。現代社会における社会保障の著しい展開にもかかわらず、その財源調達の方法が経済構造の変化に対応していない事実は、早くから指摘されてきた⁴⁵⁾。労使支弁の保険料を主たる収入源とする現在のやり方は、ビスマルク社会保険以来のものであって、それは労働集約型産業が支配的であった当時の経済構造にはマッチしたものであった。しかしその後の機械化、オートメ化など資本集約型の展開によって、今日では産業構造が大きく変わった。

支払賃金高にもっぱら基礎をおく保険料（拠出金—contributions）という財源調達方法は、生産コストに占める労務費の比重が低い資本集約型産業の経営にとっては有利であるが、その反面、社会保障財政にとってはその寄与（contribution）の程度は相対的に低くなる。したがってこうした伝統的な財源調達方法に依拠する限り、社会保障は先進的な産業が生み出す経済成長の成果配分に対してその十分な恩恵にあずかりうる立場にはおかれていないことになる。これは現代社会の矛盾といってよい。そこから出てきた1つの方向は、拠出金を課する基礎を賃金以外の生産要素にまで拡大するという考え方である。

第1に、拠出金賦課の基礎を賃金以外に広げる考え方は、今次不況下に失業問題の深刻化に伴って、新たに雇用創出が大きな政策課題になったことに関連がある。この段階に至って、やっと社会保障財政の雇用への影響があらためて浮彫りにされ、これまでの使用者拠出金に見直しの問題が出てきた。EC 諸国のなかには、資本集約型か労働集約型かによって、使用者拠出のやり方を区別する考え方が高まってきた⁴⁶⁾。というのは、これまでのように、賃金支払に対して使用者に拠出金を

課することは、労働という生産要素に対してのみ課税すること（一種の雇用課税）であるから、企業に対して労働を節約して設備投資に向わせることを助成するようなものである。つまりこの種の古典的な財源調達は、社会保障をして雇用創出よりも逆に雇用減に役立たせることにもなる。この点を捉えて、設備の減価償却に対して拠出金を課するという主張が出てきた。何よりも注目してよいことは、賃金以外の生産要素（この場合は資本設備）に対しても拠出金を課する点である。これによって資本集約型の企業も、社会保障財政に拠出（貢献）することになりうることであろう⁴⁷⁾。

第2に、これよりも関心を集めているものに、付加価値税の導入という問題がある。これは企業の全経済活動を社会保障の財源調達に直結させるものであるから、これまでのように、もっぱら支払賃金高に賦課する使用拠出金や上記の減価償却よりも賦課の基盤が大きく広くなろう。付加価値税は原理的には output と input との差に課税するものであるから、経済部門の性格の違いや、企業規模・雇用構造（労働力構成）・資本集約度などの違いからくる影響は排除できるし、資源配分上も中立的と考えられている。

社保制審は「皆年金下の新年金体系」で付加価値税の導入を勧告した。フランスでは付加価値税の採用を提案したグランジェ報告は拒否されたが、ベルギーでは政府から付加価値税の提案が出され、西ドイツでも同様に検討中という。付加価値税の実現は社会保障財政にとって画期的といえるものであるから、それだけにこれからの成り行きは大いに注目に値する⁴⁸⁾。

5) 国庫への期待

社会保障の財源問題では、政府資金への期待はどの国でも濃淡の差はあるにしても常に内在するといってよい。社会保障の赤字は、国庫からの借入れによって処理されるケースも多い。それが契機になって、社会保障への公資金の投入が制度化される場合もよくあることである。

石油危機以後の不況では、EC 諸国のうち使用者拠出金のウェイトの高い3カ国で、社会保障へ

当に移行する問題が出てきた。また長期的には、国庫化 (fiscalsation) の主張が強くなってきた。もっとも、部分的な国庫化の主張であって、部門としては、フランスでは老齢労働者手当（一種の最低年金を構成するもの）と家族手当、イタリアでは最低年金、医療、家族手当の3部門、ベルギーでは医療（賃金との結びつきが強い給付は労使拠出、家族手当は従来通り使用者拠出金という線には一致があるという）である。医療と最低年金が2カ国であがっていることは注目される⁴⁹⁾。

フランスでは1977年に首相の要求によって、計画総局が企業の対外競争力の強化と雇用創出とを狙いにして、家族手当の国庫化試案を提出した⁵⁰⁾。それによると、220億フランの家族手当の国庫化には、個人所得税の増収18%（税率の引上げ、物価上昇でも課税所得の下限の改訂は見送る。これによって新規納税者が90万ふえる）、煙草アルコール税の増収33%、石油製品税の増収18%が必要とされ、他方、使用者拠出金は10ポイント引下げ、付加価値税3.5%（これの経費控除は認めない）の導入が示唆された。これによって、新規の雇用増加は6カ年間に18万人と見込まれていた。この国庫化案からすれば、国庫化とは結局は増税ということである。

そこでいえることは、第1に、給付の性質とその目的が賃金の代替 (replacement) であるものについては主に労使の拠出金で賄い、そうでないものや、また最低保障的なものについては公の資金に期待するという傾向がみられることである。前者は communicative (交換的)、後者は distributive (再分配的) ということであろう。第2に、適用範囲が労働者本位のものは労使の拠出で賄い、全住民的なものは公の資金への期待ということであろう。第3に、社会保障ではヨコの再分配は期待できるにしても、タテの再分配については税の方が公正ということもあろう。第4に、それにしても給付と財源との関係は、絶対的なものでもなければ、また直接的なものでもないことがわかる。

社会保障は今では適用範囲が全住民に広まりつつあるし、また社会保障の給付支出は特に疾病（医療）と老齢（年金）で増大傾向が顕著である。

こうした新しい事態に対しては、従来のような古典的な財源、つまり賃金を基礎にした（それも上限に服する場合が多い）関係当事者の拠出金というやり方だけでは、だんだん対応できにくくなってきた。ことに経済情勢の変化によって、雇用の創出、いな「雇用への発想の転換」が大きな課題になってきた昨今では⁵¹⁾、社会保障の財源として在来型の使用者拠出に大きな期待をかけることは、それによる雇用へのハネ返しからもだんだんむずかしくなってきた。使用者拠出金の増強が見込み薄となれば、国庫に期待が高まるも自然である⁵²⁾。

表5にみるように、EC 9カ国の社会保障では形の上では企業、政府、家計（受益者）の三者が主要な収入源である。石油危機以前にはオランダを除いて、前二者に高い期待がかけられていたことになる。しかしこの場合に負担転嫁の可能性があることからすれば、究極的な負担は家計ということになることも多いであろう。

VI 結 び

社会的給付がGDPの30%水準まできた国では、社会保障は限度に近づいたとの感もすることであろう。「税と社会保障拠出金の国民所得からの天引きが不断に高まる自然法」が支配しつつあるのではないかと、との心配もある。その反面、社会保障や福祉の領域にも収穫迂減の経済法則が作用したようでもある。経済成長の鈍化、人口ゼロ成長の要請、新国際経済秩序など1970年代半ば以後、社会保障をとりまく背景は全く一変した。こうして社会保障の問題領域では財政対策が正面に浮び上ってきた⁵³⁾。「赤字の福祉国家」という批判もあるように、今後の伸びをコントロール下におくようにする必要はある。ECの「社会予算1980-75-70」（1977）は、中期展望の一助としてこの点に役立つものであろう。

財政（税制）と社会保障（拠出金）との関係が重要な関心事になってきた⁵⁴⁾。直接的には赤字の社会保障財政への一般財政（または目的税）の応援の問題からである。しかし中期的には、共稼ぎの増加で税制上も夫婦総合課税から個別課税への移行に伴って、子女扶養控除を社会保障の家族手

いわゆる逆所得税案⁵⁵⁾が結果的に家族援助（ミーンズ・テストつき）になった国もある。これらは他の領域との制度上の整合また統合の問題である。

この点でイスラエルは、1975年法で税法上の子女扶養控除と社会扶助上の家族扶助とを整理して、新たに社会保障上の家族手当に統合（財源は使用者拠出金のほか政府資金による）した。これは1つの実験例として国際的にも注目を集めている⁵⁶⁾。またニュージーランドの事故補償法 (Accident Compensation Act, 1972 年) が労災、自動車事故、一般傷害をすべて統合して、これに関連する民事賠償さえ廃止した点で、法制史上まことに歴史的である。この制度は5つの原則（共同社会の責任、包括的な受給権、完全なりハビリテーション、真の補償、管理の効率性）に立脚するため、財源も使用者（労災）と自動車運転者の保険料のほかに政府資金にまつものである⁵⁷⁾。

なお今後は社会保障と財政との関係では GNP に対する「税および拠出金」の割合が高くなった (GDP の 35~50%) ために、両者間に取合い競争という可能性も感ぜられる。「社会保障は金持ち、財政は赤字」という国さえ、ラテン・アメリカでは前々からあったほどである。

ところで、同じ財政コントロールでも、医療（健康）給付の現物給付の場合と年金その他現金給付の場合とでは、問題の所在と、したがってまた打開の方向も違うことであろう。といって、社会保障の *fiscalisation*（国庫化）は、将来がこわい。social security for the poor が「poor な社会保障」に終わった経験もあるからである。逆（または負の）所得税の発想は単純にすぎた。といって選別主義にはこれまでの「ミーンズ・テストつき給付」（社会扶助）への亡霊がつきまとう (Fisher)。

所得分布がダイヤモンド型に変わった今日、貧困ばかりでなく、それ以上に所得不平等の方に関心が向くようになった。そこから中産階級社会に見合った社会保障の在り方が問題になる。ある著名な哲学者は「福祉国家」の時代から「（個人の）生活の質」（つまり生きがい重視）の時代への移行 (a post-Welfare State) を予見する⁵⁸⁾。

その反面、矛盾も残る。Martha Derthick は、

上層での public-private controversy, 下層での public assistance-social insurance controversy を指摘して、社会保障のアメリカ的苦悩を浮彫りにする⁵⁹⁾。一元的な社会保障体系の成熟化メルクマールは、たとえば拠出制老齢年金の額と老齢扶助の給付額との間に、また働いて得た賃金と社会保障給付との間に矛盾がないかどうかである。

拠出制原則は残るであろうし、また残す必要がある。拠出金は、(1)(生涯からの) 先取り (prélèvement) であって、一般課税とは性質が違ふし、(2)給付への受給資格要件にもできるし、(3)従って社会保障は優先配分 (attributions propriétaires) であって、いわゆる所得再分配は社会保障の単なる経済的機能または効果にすぎない⁶⁰⁾。なお François Perroux: *Économie et Société*: Contrainte, Échange, Don, 1960, 186 pp. は、社会保障をもって所得再分配とみる説に対して、それは不平等の経済的機能についての誤解に基づく誤りだと断定して、社会保障は「国民所得からの天引き」(pp. 172-3) であって、その本質は贈与だとする⁶¹⁾。

私としては、とかく経済的交換関係や経済効率の視点が強い経済学者の社会保障論には組みするわけにはいかない。財政学者は政府の財源調達には応能原則と応益原則の2つがあるとして、これを社会保障財政に応用する人も多い。しかし「経済には community というセンスはない。国家(State)にもこのセンスはない」と平恒次さんは、社会保障との本質的な違いをよくわきまえている⁶²⁾。

社会保障とは結局「何びとがリスクを支え、何びとが給付を受けるものであるかについては一切論議だてをせず、それによってすべてのリスクを共同で支え、給付への権利をことごとく社会全般の者に開くことである」(レオン・ブルジョア⁶³⁾)。社会保障の財政も、この連帯性原則から判断され、それに近づけるように常に努めることが大切である。John Rawls: *A Theory of Justice*, 1971 の新社会契約論は、この原則を経済の世界にまで踏み込んで論じたものとみてよい。

開発途上国に対する GNP 0.7% の政府援助の公約を完遂しているのは、スウェーデン、ノルウェー、オランダの3国である。これらの国は同時

うことに、国内では社会保障の進んだ国でもある。といは、G・ミュルダールのいう「福祉国家を超えて」開発途上国への道義的義務を果たしている国ということにもなる。「犠牲を伴わない援助は真の援助とはいえない」し、まして「ヒモ付きは援助ではありえない」。社会保障と開発途上国への援助とは、原理的には同一線にあるとみてよい。社会保障財政論は、かつての financial organisa-

tion of social insurance から、今では (the) financing (of) social security に、慣用語そのものが変わった。つまり静態から動態に変わったのである（仏語では financement）。邦語には未だこれに相当する用語が確立していない。それだけに間隙も出てくる。学際的 (cross-, inter-, multi-, tran-, supra-disciplinary and professional) なアプローチが大切になるわけである⁶⁴⁾。

付 表

表 1 社会保障給付の推移
(国内総生産に対比)

	1960	1965	1970	1974
オーストラリア	8.1%	8.4%	8.7%	10.6%
フランス	12.5	14.7	14.1	19.1
西ドイツ	14.6	15.6	15.9	19.4
イタリア	11.0	13.8	15.1	19.7
日本	4.5	4.6	4.8	5.5
オランダ	10.4	14.8	19.3	23.9
スウェーデン	10.7	13.4	18.4	23.9
ソ連	10.2	11.5	11.9	12.4
イギリス	10.2	11.0	13.1	13.6
アメリカ	6.5	7.0	9.3	11.7

(出所) ILO, *The Cost of Social Security, 1967-1971*
同 1972-1974から作成。

表 2 社会保障収入の推移
(国内総生産に対比)

	1960	1965	1970	1974
オーストラリア	8.9%	9.4%	9.6%	11.4%
フランス	13.2	15.5	15.3	21.7
西ドイツ	16.3	17.1	17.5	20.6
イタリア	13.1	15.9	16.8	21.5
日本	6.0	6.6	7.9	9.3
オランダ	13.0	18.2	23.8	29.7
スウェーデン	11.1	16.6	23.4	28.8
ソ連	10.2	11.6	11.9	12.4
イギリス	11.0	12.1	14.1	15.7
アメリカ	7.8	8.7	11.8	14.4

(出所) 同左

表 3 社会保障給付支出の部門構成——「社会
保険及び類似制度」と「家族手当」のみ
(1974年の給付支出総額に対する比率)

	疾病出産	労 災	年 金	失 業	家族手当
オーストラリア	33.9	10.4	46.2	1.7	7.8
フランス	39.4	0.4	41.6	1.4	17.2
西ドイツ	34.8	4.0	53.9	5.2	2.1
イタリア	34.4	4.2	47.5	3.0	10.9
日本	64.2	5.0	16.9	7.1	2.0
オランダ	37.6	—	47.3	4.7	10.4
スウェーデン	33.3	1.0	54.1	2.3	9.3
ソ連	23.4	—	75.1	—	1.5
イギリス	8.2	3.2	75.6	4.9	8.1
アメリカ	14.6	6.8	71.5	7.1	—

(出所) 同上。

表 4 EC 諸国の社会的給付の内訳

(上が1970年, 下が1974年)

	西ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー	ルクセンブルグ	英国	アイルランド	デンマーク
疾病	27.7 30.1	24.7 27.1	26.4 30.3	29.4 31.1	22.3 23.2	17.2 19.5	26.4 25.4	28.7 26.9	28.6 30.5
老齢・死亡・遺族	45.6 43.8	40.4 40.6	34.8 33.7	40.7 37.3	37.8 39.9	60.9 62.2	47.0 40.9	36.9 34.5	36.3 33.6
廃疾	8.7 7.9	2.8 2.6	12.0 13.5	8.4 11.0	4.4 5.4		4.6 4.3	9.8 13.1	9.2 9.1
生理的または心理的労働不能			2.1 1.9	3.5 4.0	1.7 2.5	0.9 1.4	3.3 5.4		3.6 3.2
業務災害・職業病	3.9 3.6	4.4 4.3	3.6 2.7		4.4 4.2	6.9 6.2	1.4 1.3	0.4 0.5	1.5 0.8
失業	0.5 1.6	1.0 1.3	1.1 2.0	3.3 4.6	4.3 4.5	0.0 0.0	4.3 3.6	5.7 5.1	3.0 6.4
家族	9.8 7.9	19.5 18.0	12.9 11.7	14.0 11.6	19.1 15.5	11.6 10.4	10.8 10.2	17.1 18.3	16.4 14.2
うち出産	1.0 0.8	1.9 1.9	0.5 1.0	0.5 0.4	0.4 0.6	0.2 0.9	2.2 1.8	2.0 2.5	1.2 1.2
政治的事変天災	0.4 0.4	0.0 0.0	4.5 2.6	— —	3.0 —	1.9 —	— —	0.0 0.0	0.2 —
その他	3.4 4.2	7.2 6.1	2.6 1.6	0.3 0.4	3.0 4.8	0.6 0.3	2.2 0.8	1.4 1.6	1.2 2.2
社会的給付計 (単位)	139.65 232.77	140.16 241.30	9,919.5 20,793.8	22.93 46.26	217.5 407.7	8.51 14.54	7.958 14.994	0.2062 0.4890	22.614 45.115
増加率%	10億 DM 67	10億 FF 72	10億 Lir 109	10億 Fl 102	10億 FB 87	10億 Flx 71	10億 L 89	10億 L 138	10億 DKr 100

(出所) Eurostat: *Social Accounts: Accounts of Social Protection in the EC, 1970~1975*, pp. 72-3, 74-5.

表 5 EC 諸国の諸制度(計)と種別による収入(内訳) (上が1970年, 下が1974年)

(単位)	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー	ルクセンブルグ	英国	アイルランド	デンマーク
経常収入 (他への振替を除く)	152,117 249,467	154,385 261,006	11,318.2 20,931.8	29,921 60,634	245,450 454,497	9,808 17,391	9,665.9 18,521.6	217.07 570.06	24,446.4 49,024.4
%									
企業	35.4 35.0	46.9 47.3	45.1 47.5	31.9 31.5	39.2 38.2	27.2 28.1	24.2 25.7	11.2 1.4	6.3 7.4
中央政府	30.7 29.1	29.5 27.4	27.0 22.2	16.8 16.3	30.6 32.7	35.1 34.6	40.5 41.8	75.3 83.4	69.0 65.6
地方政府	5.6 6.3	1.8 1.9	5.6 8.5	6.7 7.4	2.5 2.4	3.7 3.6	7.1 7.1		15.1 22.0
社会保障金庫*	2.3 2.8	1.7 1.8	3.9 4.1	8.1 8.5	3.8 3.0	8.4 7.4	9.3 7.0	0.6 0.4	2.9 2.7
家計	25.7 26.5	19.4 20.7	15.6 14.8	36.3 36.1	22.7 22.0	25.2 25.7	18.8 18.2	12.7 13.6	6.8 2.3
その他	0.3 0.3	0.7 0.9	2.8 2.9	0.2 0.2	1.2 1.6	0.4 0.6	0.1 0.2	0.2 1.2	— —
他への振替	— —	2.8 7.6	9.4 8.3	1.6 2.2	0.8 —	3.8 4.2	0.7 0.3	24.5 30.7	— —

(出所) Eurostat, *Social Accounts: Accounts of Social Protection in the EC, 1970-75*, table Nos. /3-2/から作成 *積立金からの利子収入.

表 6 老齢・廃疾及び遺族保険のための労使拠出金の率 (パーセント)

国	拠 出 金 率		
	計	被用者	使用者
ベルギー			
1958	8.50	4.25	4.25
1964	11.00	5.00	6.00
1969	12.50	5.50	7.00
1973	14.00	6.00	8.00
1977	14.00	6.00	8.00
カナダ ¹⁾			
1958	—	—	—
1964	—	—	—
1969	3.60	1.80	1.80
1973	3.60	1.80	1.80
1977	3.60	1.80	1.80
西ドイツ			
1958	14.00	7.00	7.00
1964	14.00	7.00	7.00
1969	16.00	8.00	8.00
1973	18.00	9.00	9.00
1977	18.00	9.00	9.00
フランス ²⁾			
1958	16.00	6.00	10.00
1964	20.25	6.00	14.25
1969	8.50	3.00	5.50
1973	8.75	3.00	5.75
1977	11.15	3.45	7.70
1979	12.90	4.70	8.20
イタリア			
1958	11.80	3.85	7.95
1964	20.00	6.65	13.35
1969	20.65	6.90	13.75
1973	20.65	6.90	13.75
1977	23.76	7.15	16.61
英 国 ³⁾			
1958	5.51	2.82	2.65
1964	8.54	4.27	4.27
1969	12.04	5.88	6.16
1973	12.47	6.00	6.47
1977	16.50	7.75	8.75
米 国			
1958	5.00	2.50	2.50
1964	7.26	3.63	3.63
1969	8.40	4.20	4.20
1973	9.70	4.85	4.85
1977	9.90	5.95	4.95

(出所) Contributions Under Social Security Programmes: Survey in Some Selected Countries, by Martin B. Tracy (in *International Social Security Review*, Vol. 29, No. 1, 1976.

1977年については社会保障研究所編(訳)「世界各国の社会保障制度」(1977) によって追加した。

(注) 1) 1958-72は、被用者は、2%プラス稼得賃金 (1964-68は3,000ドルまで、1969-72は6,000ドルまで) の4%の所得税に服する。

2) 廃疾保険に対する拠出金を除く。

3) 一時金および拠出金を一緒にして、製造業における平均賃金のパーセントに換算 (1975までは、被用者と使用者は、定額に指定範囲内の稼得賃金のあるパーセントをプラス)。

文献と注

- (1) ILO: *The Cost of Social Security, 1972-1974*, 1979.
- (2) 邦訳 (社会保障研究所編)『世界各国の社会保障制度 (1977)』, 1979.
- (3) Commission of EC: *European Social Budget, 1980-1975-1970*, 1979.
- (4) Eurostat: *Social Accounts, 1970-1975*, 1977.
- (5) 例えば大野吉輝「社会保障の財政調達のある方」(『季刊社会保障研究』Vol. 16, No. 1, 1980)。
- (6) 社会保障の財政 financing を論じた本はほとんどない。本稿で引用したもの以外に次は貴重である。
 “Social Security Financing”, by Ida C. Merriam, Federal Security Agency, Social Security Administration, Division of Research and Statistics, Bureau Report No. 17, 1952, 204 pp.
 これはアメリカ社会保障庁で部内の講習用テキストとして編集されたものである。
 “The Financing of Social Security”, ILO European Regional Conference, 1955, Third Item of Agenda, Geneva, 1954, 154 pp.
 A. Zelenka, “Financial Organisation of Social Security” in *Bulletin of the International Social Security Association*, Year V, No. 2, Feb. 1952, pp. 49-80.
 ILO: *Pensions and Inflation*, 1977, 136 pp.
 “Theoretical and Practical Aspects of the Adjustment of Pensions to Changes in the Prices and Wages”, by Dr. George Heubeck (ISSA: Seventh International Conference of Social Security Actuaries and Statisticians, Acapulco, 8-11 May 1979, Report on Item II).
 “Summary of Recent Financial and Demographic Projections in the Field of Social Security”, K.-H. Wolff (ISSA/ACT/XIII/1. Thirteenth Meeting, Permanent Committee of Actuaries and Statisticians, Acapulco, 7 May 1979).
 “Methods Employed in Demographic and Financial Projections in the Field of Social Security”, by G.G. Newton (ISSA/ACT/XIII/2. Provisional Report, Thirteenth Meeting — “—).
Methods of Financing Social Security, ISSA Studies and Research No. 15, 1979, 92 pp.
 Timothy A. Booth (ed.): *Planning for Welfare, Social Policy and the Expenditure Process*, Basil Blackwell, London, 1979.
 T.H. リチャードソン (江間時彦訳)『社会保障の財政と経済』, 1962。
 なお、拙稿「社会保障における賃金の役割」(『日本労働協会雑誌』No. 51, 1963, 6) も参照。
- (7) Vladimir Rys: “Comparative Studies of Social Security, Problems and Perspectives”, in *Bulletin of the ISSA*, XIX, Nos. 7-8, July-Aug. 1966.
 Bernice Q. Madison: *The Meaning of Social Policy. The Comparative Dimension in Social Welfare*, 1980, Croom Helm, 333 pp. は、この Rys 論文をふまえて国際比較を行なう。近来にない好著である。なお拙稿「社会保障の国際比較」(日本経済調査協議会著『賃金の国際比較』第IV章 p. 110-152. 東洋経済新報社, 昭和39年) をみよ。
- (8) John A. Garraty: *Unemployment in History. Economic Thought and Public Policy*, 1979, 273 pp.
 Eli Ginzberg: *Good Jobs, Bad Jobs, No Jobs*, 1979, 219 pp.
- (9) Paul Fisher: *The Social Security Crisis: An International Dilemma* (in *International Social Security Review*, XXXI, No. 4, 1978).
- (10) Rudolf Klein: *The Welfare State: A Self-Inflicted Crisis?* (in *Political Quarterly*, Vol. 50, No. 1, Jan.-March, 1980).
- (11) Robert M. Ball: *Social Security: Today and Tomorrow*, 1978, pp. 485-7 に再録されている。
- (12) ILO, “Social Security at the Crossroads” (in *International Labour Review*, Vol. 119, No. 2, March-April 1980).
- (13) イギリス, スウェーデン, 米国の3カ国を比較研究した論稿は「社会保障から社会平等へ」を志向しつつあるとみる。Norman Furniss and Timothy Tilton: *The Case for the Welfare State, from Social Security to Social Equality*, 1979, Indiana University Press, 249 pp.
- (14) F.A. Hayek: *The Constitution of Liberty*, Chapter 19, Social Security は、ベバリッジの5悪(巨人)つまり「欠乏, 疾病, 無知, 不潔, 無為」の代わりに、新しい五悪として、このほかに「インフレーション, 麻痺させる課税, 威圧的な労働組合, 教育への高まる政府支配」をあげる (p. 305)。「社会保障の危機」は貧困の救済から所得再分配の手段に変容した事実からくる当然の帰結だとする (p. 302)。また「自ら備えることのできない者全部のために均一の最低限を保障する努力が、これとは全く狙いの違う収入の『正しい』分配 (a just distribution) に結びついてきたことは、不幸なことである」と考えている (F.A. Hayek: *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 3: *The Political Order of A Free People*, 1979, p. 55).
- (15) Sir John Walley: *Social Security: Another British Failure?*, 1972.
- (16) *Time*: Special Report; Woes of the Welfare State, Vol. 116, No. 22, Dec. 1, 1980, pp. 16-21.
- (17) Alicia Munnell: *The Future of Social Security*, 1977, 190 pp. The Brookings Institution.
 Colin D. Campbell (ed.): *Financing Social Security*, 1979, 352 pp. これは American Enterprise

Institute for Public Policy Research 主催の会議のペーパーと討論を編集したもの。

Martha Derthick: *Policy Making for Social Security*, 1979, 446 pp. The Brookings Inst.

D. P. Moynihan: *The Politics of Guaranteed Income*, Random House, New York, 1973. (ただし未見)

- (18) "ILO. Meeting of Experts on the Rising Cost of Medical Care under Social Security, Revised Draft." (Geneva, 19-10 May, 1977, RCMC/1977/D.12).

"Cost Trends, Causes, and Possible Cost Containment Measures", A Discussion Paper Prepared by the Social Security Department, Geneva, 1977 (RCMC/1977/D.2).

"Report on the Increase in Health Expenditure Met by Social Security in France", by Pierre Schopflin, (RCMC/1977/D.8).

OECD: *Public Expenditure on Health*, OECD Studies in Resources Allocation, No. 4, 1977.

石本忠義「欧米諸国の医療費問題」(『海外社会保障情報』No. 48, 1979. Dec. 社会保障研究所)

- (19) イギリスの国民保健サービス (NHS) は、時に a system of cash limits に服させられてきたが、1979年の年央には、ある地区保健当局が上からの予算削減に対して、これでは不可欠のサービスの削減をきたし、人間の生命を危険におとし入れることになるとして、その実施を拒否した事件が起こった。これに対して、保健大臣は幹部数名を解任して、新たに5人の委員を任命した事件があった (*Britannica Book of the Year* 1980, p. 618)。なお Lesley Garner: *The NHS: Your Money or Your Life*, 1979, 198 pp. Penguin Books は、NHS は破産だとして The health service disease を描く。
- (20) Charles O. Pannenberg: *A New International Health Order*, An Inquiry into the International Relations of World Health and Medical Care. 1976, 453 pp. この書は若冠29歳のオランダの著者が「新世界保健秩序」のために主に開発途上国の医療と保健の問題を論じた大著である。

- (21) *JSS Review*, 1979, No. 3, pp. 344-7.

- (22) オランダの婦人団体がオランダ政府を相手どって老齢保険における男女不平等をヨーロッパ人権裁判所に訴えた事件 (No. 4130/69) があった。 *The Year Book of the European Human Rights Convention*, 1971, 1973, pp. 224-250. もっとも、敗訴になった。

- (23) この問題では、ピエール・ラロック「婦人の権利と寡婦年金」(『ILO時報』第24巻第3号1972年10月) が歴史的論文になろう。なお拙稿「婦人と社会保障」(『世界の労働』第25巻第10号1975年10月) を参照。

- (24) H. A. Rhee: *Human Ageing and Retirement: Questions Unresolved and Resolved*. Some

Reflections on Contemporary Gerontology and its Relevance to Retirement Policy, Geneva, IS-SA, 1974, 287 pp.

- (25) 拙稿「もう一つの社会保障観——退職年齢に関連して」(『週刊社会保障』No. 1072, 55, 5, 5) を参照。

- (26) "Resolution of the Council of Europe on Social Security Measures to be taken in favour of Pensioners and Persons remaining in Activity after Pensionable Age", by F. Marziale (in *ISS Review*, 1976, No. 3).

- (27) 拙稿「定年制と社会保障——年齢による差別の視点から」(『社会保険・実務と法令』第18巻第1号1980年1月)。

- (28) H. キャントリル (南博, 石川弘義, 滝沢正樹訳)『社会運動の心理学』(岩波現代叢書, 1959) 第7章に詳しく扱われる。

- (29) 以下は主に上掲の Martha Derthick による。

- (30) これに対して、当時 *Time* 誌 (1976. 2. 16) は、No Bankruptcy-But a Need for Money と題して、事態を冷静に解説していたことが対照的である。上記の (注17) にあげた米国の社会保障関係の出版物は、この事態を反映するものである。なお、R. Ball 書は、Munnell: *The Future of Social Security*, 1977への反駁と社会保障庁側の弁解の書とみてよい。

- (31) "Rejuvenating U.S. Social Security", by Henry Aaron (in *Economic Impact*, No. 32, 1980/4).

- (32) Derthick.

- (33) オランダが社会保障の優等生であることは、識者の知るところである。

Barbara Ward: *The Home of Man*, 1976, (Pelikan Books) は、オランダが所得政策の点でスウェーデンとともに、また住宅政策の点で西ドイツとともに優等生であることを述べている。

- (34) *ISS Review*, 1979, No. 2, pp. 47-251. なお、Studies and Research No. 15, *Methods of Financing Social Security*, Chapter I: Methods of Financing Social Security: An Introductory Analysis, by E. M. Murphy; Chapter V: General Report, by John Osborne を参照。

- (35) 1955年のILO第1回ヨーロッパ地域会議が採択した「社会保障の財政計画に関する結論」には、次の1項があった。

「労働者の社会保障への権利と社会保障機関への経営参加の権利は、彼らの労働に由来するものであって、彼らの拠出からくるものではない。それにもかかわらず、若干の労働者〔代表〕は、労働者の拠出がこれらの権利を強化し、且つその理由によってのみ、社会保障資金への労働者の参加ということに賛成する旨を認めた。この拠出によって、彼らの権利が常に彼らの義務に強く結びつくことになり、また、労働者の拠出は本人とその家族に対する自らの個人的責任に対する表れでもある」(ILO, *Official Bulletin*, 1955)。

- (36) EC 統計局の調査によると、1975年の製造業において、労務コストが最大はオランダであって、以下ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、西ドイツ、フランス、イタリア、英国の順であった。使用者拠出金の高いことが輸出に不利との主張は、一般的にはいえないようである。
- (37) 拙稿「生活保障における企業の役割」(『季刊社会保障研究』Vol. 13, No. 4, 1978. 3)。
- (38) 同上 ILO: *Official Bulletin*, 1955.
- (39) Commission of EC: *Comparative Tables of the Social Security Systems in the Member States of the European Communities, Tenth Edition (Situation at 1 July 1978): General System, Financing*, pp. 17-25.
- (40) 既出 Robert M. Ball, p. 44.
- (41) 拙稿「年金スライド制の意味するもの」(『日本労働協会雑誌』No. 110, 1968年5月)で、私はこのILO 保険数理小委員会の結論(10~20年を単位とする賦課方式、正しくは段階的保険料率の設定)に照らして、厚年の早期成熟化試算を出したことがある。
- (42) 給付費への国庫補助金と三者拠出制との違いを明らかにするためには、もっと比較研究が必要である。
- (43) 工藤恒夫「フランス社会保障闘争の現状」(『賃金と社会保障』No. 745, 1978年5月上旬)、「フランスにおける社会保障制度間『財政調整』の背景」(『中央大学経済研究所年表』第20巻第1-2号, 1977)。
- 上村政彦「フランスにおける社会保障の財政問題とその対策」(『健康保険』第31巻2-8号, 1977)。
- 藤井良治「フランス雑感」(『海外社会保障情報』No. 43, Sept. 1978)。これは財政調整の裏話を伝えてくれて貴重である。
- 江口隆裕「フランスの財政調整」(『週刊社会保障』Vol. 34, No. 1089, 55. 9. 1. 以下)。
- (44) "A Propos des Cotisations Sociales Patronales" (*Droit Social*, Avril 1977) "Financement de la Sécurité Sociale et Emploi", par Alain Enzély (in *Droit Social*, No. 11, Nov. 1979).
- (45) ジャック・ジュアン・リバス「欧州共同市場諸国における社会保障の資金面の状況」(『ILO時報』第13巻第3号1961年10月)は、「社会保障の資金調達問題について再検討する時機に到達したのではないか」として、そのための基礎として、「人口動態の予想、雇用と賃金の予測を考慮に入れて、相当長期にわたる資金調達面の趨勢を研究する必要」を指摘した(p. 31)。なおEC委員会は1981年春に社会保障の資金調達に関する研究報告を発表する予定であるという(1980年9月17日EC駐日代表部広報室からの小生宛の通信)。
- (46) Commission of EC: *Report on Social Developments, Year 1979*, para. 204.
- (47) *Small is Beautiful* の著者 Ernest Friedrich Schumacher(1911-77)は、その没後に出された *Good Work*, 1979 (長洲一二監訳・伊藤拓一訳『宴のあとの経済学』ダイヤモンド社, 1980)で、過去100年の発展を顧みると、その正しい診断が「不断に大きくなる規模、不断に高まる複雑さ、不断に強まる資本集約性、また不断に大きくなる暴力」の4つであるとすれば、治療は、これとは逆の方向に求められねばならないようにもみえよう。しかしこの治療は必ずしも「あとがえり」によって見出されるわけではないとしたうえ、問題の「不断に強まる資本集約性」について、もし「ばく大な資本の求めるもの (requirements) が」ある種の「排除の原則」(a principle of exclusion)であることを人が認めるならば、それは「どのような正義または平等の理念」とも「全く両立しない」ものであり、そこから人は「物事を処理する」(doing things) もっと安価な方法を系統的にさがすことであろう」と述べる(原著 p. 55)。巨大資本による「排除の原則」は、社会保障の財源面でもみられてきたといつてよい。
- なおこの2書は、もう1つの *A Guide for the Perplexed*, 1977 (小島慶三・斎藤志郎訳『混迷の時代を超えて——人間復興の哲学』佑学社, 1980年)とともに、20世紀後半のガンディといわれたこの哲人の3部作であって、21世紀のための書になろうともいわれる。
- 私事にわたって恐縮であるが、私はこの哲人の突然の訪門を受けたことがある。シューマッハが彼の友人 Keith Marsden (ILO と世銀で後進地域開発問題を担当し、中間技術のケース・スタディなど basic-needs approach に関連する好論文が多い) に伴われて、ジュネーブのILO本部で小生の部室に気安く姿をあらわしたのは、1969年の春のことであった。一見、村夫子を思わせるこの哲人は、彼の提唱する intermediate technology (中間技術、その後国際的には appropriate technology 最適技術として有名になった) について、日本の事情を知りたく思っただけの来訪である。私は、当時のわが国には中間技術も、最適技術も、累進的技術 (progressive technology) という概念もないが、実際には企業の現場や農家でどこでも実践されていることをお話した。私自身も戦後、満鉄から引揚げて、中小企業 (伸銅業) で働いた際に、素人の自分が大工さんの手を借りながら、手製の測定具を作って真鍮線の Q. C. 検査に使った経験をお話した。日本の企業現場は中間技術の宝庫であるから、是非来日をお勧めした。御本人もその気でおられたが、結局来日は実現できなかったが、1977年にスイス旅行中、列車内での不慮の死が、この実現を不可能にしてしまった。なお、E. F. シューマッハ「中間技術開発グループの活動——アフリカの場合」(『ILO時報』第24巻第4号, 1972年12月 pp. 75-99) を参照。
- (48) Herman Deleeck: Une autre financement de la Sécurité Sociale des Cotisations Calculées sur la Valeur ajoutée (in *Droit Social*, No. 9-10, 1977)。その要旨は藤井良治さんの紹介で『海外社会保障情

- 報』(No. 41, March 1978)にある。
- (49) 上掲 Enzéby 1979 年論文 p. 394.
- (50) 同上。
- (51) なお拙稿「雇用への発想の転換——社会保障への意味合い」(『週刊社会保障』No. 1037, 1979, 8, 27)を参照。
- (52) なお EC 諸国における社会保障への政府の資金参加に関する現行規定については、上掲の Commission of EC: Comparative Tables, pp. 21-23 に一覧表にして出されている。
- (53) 健保連『国際社会保障研究』No. 23 (1979, 3月)は、次の3つの研究を掲げて、財政問題を分析してくれる。
- 上村政彦「フランス社会保障の財政対策」。
- 石本忠義「西ドイツ社会保障財政の現状と問題点」。
- 一円光弥「イギリス社会保障の財源対策」。
- なお、この3国間の問題状況と取組み具合の違いは「財政対策」、「現状と問題点」、「財政対策」という表題にも表われている。いずれも安心して読める好論文である。
- (54) ISSA, *Social Security and Taxation*, Studies and Research, No. 13, 1977, 118 pp
- (55) 中桐宏文・林宜嗣「逆所得税構想の展望」(橋本徹・宇田川璋仁編『福祉財政論』補2, 有斐閣双書, 昭52年)は、英米で出された諸提案をうまく要約する。
- (56) 上掲 ISSA: *Social Security and Taxation* は、この問題に関連してイスラエルで開かれた会議のペーパーである。
- (57) Geoffrey W.R. Palmer: Accident Compensation in New Zealand: The First Two Years (in *The American Journal of International Law*, Vol. 25, No. 1, 1977, pp. 1-45) を参照。
- (58) Nicholas Rescher: *Welfare: The Social Issues in Philosophical Perspective*. 1972, 186 pp.
- (59) 上掲 Martha Derthick.
- (60) Lucien Feraud: "Social Security and National Economy" (in *Bulletin of ISSA*, 1964, Nos. 5-7, pp. 166-178)。この著者は戦前には ILO の保険数理専門家、戦後はジュネーブ大学教授、最近までは ISSA の保険数理顧問。熟読玩味に値する好論文である。
- (61) Presses Universitaires de France, 邦訳 (岡山隆・堀川マリ子・堀川士良)『経済と社会』ダイヤモンド社, 昭和37年, pp. 212-4. Hayek は社会保障の所得再分配に強く反対するが、これは逆の立場からであって、Perroux 説とは全く対立することになる。
- アメリカでも贈与の経済学が出てきた。
- Kenneth E. Boulding and Martin Plaff (ed.): *Redistribution to the Rich and the Poor*. The Grants Economics of Income Distribution, 1972, 390 pp. Perroux 説には触れていない。
- (62) Taira Koji, "Social Security and National Economy" (in Report on the ILO/NORAD Asian Regional Seminar on Social Security, National Economy and Planning, Quezon City, Philippines, 30 Sept.-12 Oct., 1974, pp. 120. .
- (63) 桃井京次訳『レオン・ブルジョワ氏論文集——ソリダリティその他』(大正15年, 国際連盟協会) 138ページ。
- (64) 足立忠夫『学際的研究論・神学, 医学, 法学, 建築学, 行政学, 政治学』(1980年, ぎょうせい) 参照。